

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 7

処 分 名	定期利用の許可	
処 分 の 概 要	自転車等駐車場の定期利用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市自転車等の駐車対策に関する条例(平成7年条例第15号)	
条 項	第16条第1項	
所 管 課	都市生活サービス課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標 準 処 理 期 間	計	即日
判 断 基 準	<p>松山市自転車等の駐車対策に関する条例第16条第2項各号に該当しないものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市自転車等の駐車対策に関する条例</p> <p>第16条 有料自転車等駐車場を定期利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号の一に該当するときは、定期利用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 定期利用に係る収容可能台数を超える利用の申請があったとき。</p> <p>(2) 自転車等が有料自転車等駐車場の管理に支障を来す形態であるとき。</p> <p>(3) その他市長が駐車を不相当と認めるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

